

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧					新						
料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 (略) 2 料金額 2-1~2-2 (略) 2-3 IP通信網県間区間伝送機能					料金表 第1表 接続料金 第1 網使用料 1 (略) 2 料金額 2-1~2-2 (略) 2-3 IP通信網県間区間伝送機能						
IP通信網県間区間伝送機能	接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を行う機能	(1) LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額	520,000円	PPPoE方式により接続を行う事業者に適用します。	IP通信網県間区間伝送機能	接続約款第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、IP通信網県間区間伝送路を利用して伝送を行う機能	(1) LANインタフェースにより100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの100Mb/sの符号伝送ごとに月額	420,000円	PPPoE方式により接続を行う事業者に適用します。
		(2) ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの135Mb/sまでの符号伝送ごとに月額					(2) ATMインタフェースにより135Mb/sまでの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの135Mb/sまでの符号伝送ごとに月額		
		(3) Iインタフェースにより1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送ごとに月額					(3) Iインタフェースにより1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1.5Mb/s又は6Mb/sの符号伝送ごとに月額		
		(4) LANインタフェースにより1Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1Gb/sの符号伝送ごとに月額	1,360,000円				(4) LANインタフェースにより1Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの1Gb/sの符号伝送ごとに月額	1,090,000円	
		(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの10Gb/sの符号伝送ごとに月額	3,540,000円				(5) LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なもの	1ポートごとの10Gb/sの符号伝送ごとに月額	2,830,000円	

		(6) LANインタフェースにより100Gb/sの符号伝送が可能なもの	ア 東京都内の設置場所において接続する場合(接続対象地域は東日本全域とします。)	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	9,210,000円	I P o E方式により接続を行う事業者に適用します。
			イ ア以外の場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	8,290,000円	

		(6) LANインタフェースにより100Gb/sの符号伝送が可能なもの	ア 東京都内の設置場所において接続する場合(接続対象地域は東日本全域とします。)	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	7,370,000円	I P o E方式により接続を行う事業者に適用します。
			イ ア以外の場合	1ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	4,150,000円	

附 則 (令和3年3月24日東相制第20-00087号)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。